

## 「県境をまたぐ来訪者に係る承認表」の運用及び

### 「来訪者体調確認表」の様式変更について

現在、県境をまたぐ来訪者について「県境をまたぐ来訪者に係る承認表」（“東京等から”及び“東京等以外から”の2種類）の作成をお願いしています。

「新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドライン（令和2年5月27日改訂）」では、県境をまたぐ往来について「各現地対策本部長は、適宜、各自治体の個別要請等を把握し、適切に対応する。」となっており、茨城県からは、令和2年5月31日までの県外への移動は自粛、6月1日以降も引き続き、東京等（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び北海道）との不要不急の往来は自粛との要請があります。

このため、6月1日以降も茨城県から自粛要請が解除されるまで、東京等からの受入れについては、引き続き現手続き（「（東京等から）県境をまたぐ来訪者に係る承認表」）を業者及び職員等の両方について継続することとし、東京等以外の受入れに係る手続き（「（東京等以外から）県境をまたぐ来訪者に係る承認表」）は、5月31日までとします。なお、これらの日程は、今後の感染状況により変更の可能性があることに留意ください。

併せて「来訪者体調確認表」も修正しましたので、6月1日以降は、修正版を使用して下さい。



正門・南通用門

日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

※入構時の門を「○」で記入して下さい。

新型コロナウイルス感染症への対応について、ご協力をお願いいたします。

症状のある方、周囲に新型コロナウイルス感染症に感染されている方がおられます場合につきましては、体温の測定をお願いいたしております。

感染の可能性のある方、確認の結果感染が疑われる方、本確認にご協力を得られない方につきましては入構をご遠慮願います。

お名前 \_\_\_\_\_ 記入年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

○以下の項目に該当する方は、入構をご遠慮ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある方</li> <li>・14日以内に外務省感染症危険情報危険レベル2以上の国から帰国した方</li> </ul>	はい	いいえ
--	----	-----

○以下の項目に回答をお願いします。

・東京等（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び北海道）からの来訪ですか？	はい	いいえ
【はい】の場合：来訪の手続き「（東京等から）県境をまたぐ来訪者に係る承認表」は済んでいますか？ *「いいえ」の場合は、入構をご遠慮ください。	はい	いいえ*

○以下の体調確認等の項目に回答をお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症に感染の可能性はありますか？ ※クラスターの発生する可能性の高い、ライブハウス・ジム・カラオケボックス等への出入り等	はい	いいえ
2. 発熱、せきの症状がありますか？	はい	いいえ
3. あなたの周囲（家族、会社の同僚等）に新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者の人はいますか？	はい	いいえ

○上記の1. ～3. で一つでも「はい」がある場合のみ、体温測定をお願いします。

4. 体温の測定にご協力いただけますか？	はい	いいえ
体温の測定結果（*）	度	

（\*）発熱が確認された場合は、入構をご遠慮ください。

ご協力有難うございました。